

町営住宅について

○ 町営住宅に入居、生活する際に必要な費用及び負担

1 : 住宅使用料(家賃)

- ・ 毎年度入居者、同居者全員の所得により変わります。夏頃に収入申告書を提出していただき、11月から1月頃に翌年度家賃の決定をさせていただきます。
収入申告書の提出がない場合は、その住宅にて最も高額な家賃(近傍同種家賃)になります。
- ・ 口座振替を推奨致します。(申請が必要です)
毎月月末にその月の住宅使用料の納期限となりますが、月末が祝祭日の場合は翌月の最初の平日が納期限となります。(口座振替も月末又は、翌月の最初の平日が引き落とし日です)
口座振替以外の方には、指定納付書での支払いとなりますが、コンビニ窓口では、利用出来ません。
- ・ 住宅使用料を3ヶ月以上滞納いたしますと、明け渡し(退去)の対象となります。

2 : 敷金(家賃の3ヶ月分)

- ・ 退去時に入居者負担の修繕及び住宅使用料(家賃)滞納がない場合は返還いたします。

3 : 浄化槽維持管理費用 (共益費を徴収しない団地の場合)

- ・ 浄化槽の維持管理費は入居者にて負担していただきます。
浄化槽は浄化槽清掃、保守点検、法定検査(11条検査)が必要です。
浄化槽の人槽、種類により維持管理費が異なります。入居希望団地ごとに確認してください。
- ・ 農業集落排水は清掃、保守点検、法定検査は必要ありませんが、毎月の使用料が必要となります。
- ・ 浄化槽維持管理を行わない場合は明け渡し(退去)対象とさせていただきます。

4 : 光熱水費

- ・ 電気～関西電力に直接ご連絡してください。
- ・ 水道使用料～日高川町上下水道課(0738-22-4814)
申込みは入居契約の際に申請して頂きます。
- ・ ガス・灯油などの燃料費は入居者負担です。
住宅により設備が違いますのでご確認のうえ申込みをお願いします。

5 : テレビ

- ・ ケーブルテレビ会社はZTVになります(0120-222-505)
ZTVに直接ご連絡をし、ご契約をしてください。

6 : 設備

- ・ 住宅により初期設備が異なりますのでご確認のうえ申込みをお願いします。

7 : 電化製品、家具など

- ・ 町営住宅では、家電製品、家具などは常備させていませんので入居者にてご負担をお願いします。

8 : 入居時の住宅設備以外の設備

- ・ 町営住宅は建築から何人かの入居が入れ替わりしていますが、劣化等により当町にて使用不能と判断したもの以外のお取り替え、修繕は入居者にて行ってください。
入居者の負担にて工事が必要な改装をする場合は事前に申請が必要です。(模様替え、改装申請)
退去の際には、入居者にて設置しているものは自己負担にて撤去していただきます。

9 : 住宅敷地内の管理

- ・ 敷地内の草刈り・溝掃除などは入居者にて実施していただきます。
ご近所の迷惑となりますので、必ず行ってください。

10 : 修繕

- ・ 入居者が直接の原因による経年劣化以外の破損や消耗品等は入居者負担にて修繕していただきます。

○ 町営住宅の禁止事項について

- 1 : ペットの飼育は禁止です。
- 2 : 申請した者以外の同居
- 3 : 無断での増改築、模様替え
- 4 : 無断での長期不在
- 5 : その他請書、条例等で定めてある禁止事項

※上記禁止事項を厳守しない場合も明け渡し(退去)の対象となります。

○ こんなときは必ずご連絡ください。

- 1 : 住宅で破損、水漏れ等があった場合。
 - ・ 入居者が原因による経年劣化以外の破損や消耗品等の修繕は入居者にて負担。
 - 連絡の遅れが原因で被害が大きくなった場合は、入居者に負担していただく場合があります。
- 2 : 模様替え、増改築（事前に申請が必要です）
 - ・ 家具及び電化製品などで工事が必要な時
 - ※ 例 : エアコン設置で、新たに壁穴貫通工事や100Vから200Vに変更等
- 3 : 同居人数に変更があった場合
 - ・ 同居人数により家賃の算定が変わってくる場合がありますので、必ず申請してください。
 - 金額が変更となる場合、申請した翌月からの反映になります。
 - 但し、必ず金額に変更があるとは限りません。
- 4 : 長期不在する場合(2週間以上)
 - ・ 長期に住宅を使用しない時は事前に申請してください。
- 5 : 退去する場合
 - ・ 必ず2週間以上前に申請してください。
 - 急な退去申請につきましては、家賃の日割り計算などが出来ない場合があります。
- 6 : 入居者協力人を変更する場合
 - ・ 亡くなられたなどで入居者協力人に変更があった場合は、申請が必要です。
- 7 : 住宅使用料が払えない場合
 - ・ 3ヶ月以上滞納してしまうと、明け渡し(退去)の対象となります。

○ 区民として

町営住宅にて生活するということは、その住宅がある地区で生活することとなりますので、地元区とのつながりが大切です。

地元区民として生活していくうえで、地区の行事への参加、区費の支払が必要です。
入居後、区長様に入居のあいさつに行ってください。

- 1 : 地区の行事
 - ・ 区によっては、年間行事として清掃活動などを実施する地区があります。
 - また、行事を欠席しますと欠席費用(出不足)が発生する区があります。
 - 出不足などの料金は地区や行事によって異なります。
- 2 : 区費
 - ・ 区によって異なりますので、地区において金額・支払方法について確認してください。
- 3 : 団地での行事
 - ・ 団地における行事として草刈り、清掃活動等を行っている団地があります。
- 4 : その他
 - ・ 区によって祭礼(祭り)の行事もあり、参加や費用負担がある場合があります。

よりよい生活をしていくうえで、区民としてご近所付き合いが大切です。

以上の説明を理解、承諾したうえで申込みをしてください。